

1 補助対象事業者について

Q:この補助金の対象者を教えてください。

【回答】

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、尾道市内に主たる事業所又は事務所(法人の場合は登記上、本社・本店が尾道市内にあること)を有する事業者が対象となります。

- (1)中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2)中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
- (3)特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下(小売業を主たる事業とする法人は50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする法人は100人以下)のもの

Q:個人事業主は対象となりますか？

【回答】

開業届を提出している方または所得税の確定申告により事業収入を申告している方で、尾道市内に住民票があり、かつ、尾道市内で事業を実施している方が対象となります。

Q:個人事業主の場合、住民票上の住所は尾道市内ですが、開業している店舗は尾道市外です。この場合は対象となりますか？

【回答】

対象となりません。機器等を導入する店舗や事務所等は市内にある必要があります。

Q:個人事業主として交付決定したあとに法人化した場合、補助金の交付決定の取消しや補助金の返還を求められることはありますか？

【回答】

債権の譲渡になりますので、事前に市商工課の承認を得る必要があります、事案毎に判断します。
なお、事前承諾なしに実施した場合は交付決定の取消し、補助金の返還が必要となる場合があります。

Q:市内に事業所を有するとあるが、「事業所」の定義はなんですか？

【回答】

日本標準産業分類一般原則の定義に基づき、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、病院などをいい、人及び設備を有し、継続的に経済活動が行われている場所を指します。よって、太陽光発電施設など無人で経済活動を行う場合は、事業所とみなしません。

また、個人事業主の場合で、農林水産業者やフリーランスなど経済活動が一定の場所で行われない場合は、その活動を管理している本人の住居を事業所とします。

Q:機器等を導入する予定の店舗・事務所が市内にあります、本社が市外の場合は対象となりますか？

【回答】

設備導入やDX人材の育成に必要な講座の受講等は、市内の事業所で取組むものが対象となります。反対に本社が市内にあっても、これらの取組みが市外の事業所で行われる場合は対象になりません。

Q:フランチャイズのコンビニなども対象となりますか？

【回答】

本店が尾道市内にあるなど、対象要件に該当すれば対象となります。なお、全国チェーンの直営店舗は対象外です。

Q:市などが有する施設の指定管理者となっていますが、補助対象事業者になりますか？

【回答】

購入する設備が指定管理者の所有となる場合は、補助対象となり得ます。

2 申請要件について

Q:現在店舗を休業中ですが、申請できますか？

【回答】

休業中の店舗等は補助の対象となりません。申請日時点で店舗等を営業している必要があります。

Q:過去に尾道市DX推進支援事業補助金の採択を受けていますが、申請できますか？

【回答】

令和4年度から実施していた尾道市DX推進支援事業補助金の採択を受けた事業者も申請することができます。

ただし、採択を受けた設備やシステムの更新、アップデート等は対象となりません。採択を受けた事業とは別の業務効率化・課題解決に取り組む内容に限ります。

Q:これから新たに事業所や店舗を開店予定です。開店に向けて補助対象の機器を購入予定です。この場合補助金の対象となりますか？

【回答】

新規創業や新事業展開といった事業は、比較可能な対象が存在せず、設備の導入によって生産性向上に資するかを確認することが困難であるため、新たに設置する予定の店舗、事務所等に係る経費は補助の対象となりません。機器を導入する店舗、事務所等は申請日時点で開業(営業)している必要があります。

Q:「自社の取組事例の公表等に同意すること」とありますが、詳しく教えてください。

【回答】

採択された事例のうち、市商工課において生産性向上やDX推進に資する人材育成の取組として好事例と判断した場合、必要に応じて市ホームページや広報等での公表の協力を依頼する場合があります。

そのほか、本事業の効果検証のための協力要請や、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データの作成及び公表についても、予め同意していただきます。

Q:事業完了日(報告は令和8年2月15日必着)までの期日にどのような状態であればよいのですか？

【回答】

生産性向上枠については、設備等の導入、納品、設置、支払いが完了していること、DX推進枠については、講師への謝金や派遣費用等の支払いが完了している状態のことを指します。

3 補助対象事業について

Q:どのような取組みが補助対象事業となりますか？

【回答】

(1)生産性向上枠

市内事業所、工場、店舗で行われる運営事業の課題解決として、設備を導入し生産性向上に取り組む事業であって、次のいずれにも該当するものとします。

- 1、市内事業所等での管理、使用を目的とした事業であること
- 2、国、県、市、民間団体、企業等からの同種の補助を受けないもの
- 3、設備の導入により労働生産性が向上するもの
- 4、交付決定後に着手し、令和7年12月31日までに事業を実施すること

(2)DX推進枠

データやデジタル技術の活用に必要なITコンサルティングの受講や、自社の経営上の課題解決策としてDX人材の育成に取り組む事業であって、次のいずれにも該当するものとします。

- 1、国、県、市、民間団体、企業等からの補助を受けない事業であること
- 2、交付決定後に着手し、令和7年12月31日までに事業を実施すること

なお、上記に該当する事業であっても、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とみなしません。

- ・中小企業省力化投資補助事業の製品カタログに登録されている設備を導入するもの
- ・先端設備等導入計画の認定を受けた設備を導入するもの
- ・申請者の親会社、子会社などの関連会社(申請者と資本関係(連結決算等)のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)と契約した事業

Q:リース契約に基づいて設備を導入する予定です。この場合は、補助金の対象になりますか？

【回答】

設備の購入費用を補助対象としていますので、リース契約に基づき設置した設備は対象外です。

Q:注文・発送・在庫・売上などの管理を一元化するため、ECサイトを自社で制作する予定です。申請は可能ですか？

【回答】

ECサイトの構築やホームページの制作等を自社で行う事業は対象になりません。これらを他の事業者構築・制作するために必要な業務委託契約にかかる経費は、補助の対象になり得ます。

Q:中小企業省力化投資補助事業の製品カテゴリについてカテゴリ名には列挙されていますが、製品登録されていない設備は補助対象となりますか？

【回答】

製品登録されていない場合は、補助対象となります。

また、製品登録されている設備でも導入予定の設備の型番が製品登録されていない場合は、補助対象になる場合があります。

Q:中小企業省力化投資補助事業(カタログ注文型)について申請日時点で製品登録されていませんでしたが、交付決定後に製品登録された場合は、交付決定の取消しとなりますか？

【回答】

生産性向上枠の申請日時点で製品登録されているか否かが基準となりますので、交付決定後に製品登録された場合は、交付決定の取消しにはなりません。

4 補助対象経費について

Q:どのような経費が対象になりますか？

【回答】

生産性向上枠では、次のような経費が対象になります

区分	内容
設備等購入費	次の設備等の製品本体価格(税抜) ア 機械・装置等 イ 専用ソフトウェア・情報システム等
委託料	次の業務を外部事業者へ委託する場合に要する経費 ア 機械・装置等の設計・開発・製作 イ 専用ソフトウェア・情報システム等の設計・開発・構築 ウ 導入または活用方法を実証するために受ける技術指導
その他の経費	設備等の初期設定に要する経費 ア 設置作業及び運搬費 イ 初期設定費 ウ 動作確認の費用 エ マスタ設定等の導入設定費用

DX推進枠では、次のような経費が対象になります

区分	内容
コンサルティング費	データやデジタル技術の活用に必要なITコンサルティングに要する経費 ア 専門家への謝金 イ 報償費 ウ 委託料
DX人材育成費	自社のDX人材の育成・教育に必要な経費 ア 講師謝礼 イ 講師派遣にかかる旅費

Q:設備を事業所に導入するために内装工事などの改修が必要です。この改修にかかる費用は補助対象経費に含まれますか？

【回答】

補助対象となる導入経費とは、「省力化製品の設置作業、運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用」であるため、改修費用は補助対象外です。

Q:補助対象機器と併せてタブレット端末も機器を利用するのに必要なため、一緒に購入予定です。この場合、タブレット端末の購入費用は対象となりますか？

【回答】

タブレット端末のような、汎用性があり他の用途に使用可能なものについては、補助対象機器を購入する場合で、かつ、機器の導入と併せて必要と運営主体が判断した場合に限り、補助対象機器の購入費用の1/2を上限として対象とします。

Q:ソフトウェアの利用料は補助の対象になりますか？

【回答】

本事業では、設備やシステムの導入にかかる経費を補助するものですので、月額の利用料や使用料は補助の対象になりません。

Q:DX 推進枠のコンサルティング費用などの源泉徴収はどのようにすればよいですか？

【回答】

事業者にて源泉所得税を徴収し、差し引いた額をコンサルティング費用としてお支払いください。

5 交付申請について

Q:中小企業省力化投資補助事業において、製品カタログに登録されていない設備が補助対象となりますが、いつの時点で登録されていない設備であることを確認すればいいですか？

【回答】

補助金交付申請時点で製品カタログに登録されていない設備であることを確認し申請してください（補助金交付申請時点とは交付申請書に記載をした日のことをいいます）。

ただし、交付申請書に記載された日付から、交付申請書の受領日までの期間が大きく開いている場合で、市商工課が申請書を受領した時点で、申請された機器が製品カタログに登録されている場合は、対象外となる場合があります。

Q:申請は先着順ですか。

【回答】

予算の範囲内において、先着順で申請を受け付けます。受理した申請は、随時審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は募集期間中であっても募集を終了します。

Q:補助の上限額に到達するまで申請することは可能ですか？

【回答】

1事業者につき1回限りです。補助の上限額に達するまで何回も申請することはできません。

Q:「申請は1事業者につき1回限り」となっているが、本店と支店がある場合はどうなりますか？

【回答】

複数の店舗や事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q:「申請は1事業者につき1回限り」となっているが、生産性向上枠と DX 推進枠を両方申請することは可能ですか？

【回答】

可能です。その場合は、交付申請書にそれぞれ✓を入れて申請してください。

Q:個人事業主で尾道市に飲食店と小売店など複数の事業所を有している場合は、それぞれの事業所ごとに申請できますか？

【回答】

事業者単位での申請になるため、1回しか申請できません。

Q:同一人物が代表を務める2つの法人で、尾道市内にそれぞれ事業所がある場合、それぞれの法人で申請できますか？

【回答】

代表者が同一であっても法人として別事業者であるため、それぞれの法人で申請できます。

Q:助対象機器の導入や IT コンサルへの依頼等は、いつから着手できますか？

【回答】

原則、交付決定日以降に着手してください。なお、交付決定の通知は、申請書の提出から概ね2週間以内に行います。

Q:複数の企業から設備等を購入し、合算の上、申請することはできますか？(例:〇〇ソフトウェアをA社から購入し、システム開発をB社に依頼する場合)

【回答】

可能です。合算のうえ申請してください。